

= 尼崎市職員労働組合との交渉状況 =

# 論 矣

平成 22 年度第 9 号  
通 算 第 494 号  
平成 23 年 1 月 18 日

尼崎市役所総務局  
人事管理室給与担当

## 給与削減措置等について

1 月 14 日午後 3 時から午後 5 時まで、労働福祉会館大会議室において、合理化及び給与削減措置等にかかる交渉を行った。

### 今回の交渉の主な目的

12 月 28 日の交渉に引き続き合理化及び地域手当削減措置等にかかる協議を行った。

### 具体的な交渉内容

主な質疑の内容	
組合の主張	当局の回答
<p><u>図書館業務にかかる指定管理者制度の導入について</u></p> <p>北図書館の指定管理に伴う合理化提案については、9 月末に概要の提案があったものの、その後も詳細な議論ができていない。効果額など具体的に示すべきことはないのか。</p>	<p>北図書館には、ボランティア活動にかかる業務や指定管理者との連絡調整業務等で 3 名配置する。正規職員は現状の 2 交代制から 8 時 45 分から 17 時 30 分勤務の日勤制に変更となる。日曜日及び休館日である月曜日について勤務を要しない日とする予定である。なお、効果額として、現状は人件費約 6,700 万円、物件費約 3,600 万円、計約 1 億 300 万円のところ、来年度は人件費約 2,000 万円、委託料限度額として 9,300 万円、計約 1 億 1,300 万円となり、約 1,000 万円経費がかかることとなるが、平成 24 年度以降の配置体制により効果額は変動するものと認識している。</p>

<p>平成 23 年度の図書館の執行体制はどうなっているのか。</p>	<p>現行の中央図書館においては、正規職員 8 名、嘱託員 7 名の計 15 名であり、北図書館においては正規職員 7 名、嘱託員 3 名の計 10 名である。今後、中央図書館として正規職員 9 名、嘱託員 10 名、計 19 名に集約し、北図書館 3 名の内訳は正規職員 2 名、嘱託員 1 名を考えている。</p>
<p>北図書館の職員はどういう扱いになるのか。</p>	<p>指定管理者制度に移行した段階では 1 年程度基本的に常駐を考えている。その後は、事業の実施に合わせて中央図書館から北図書館への市内出張扱いとする体制も考えている。</p>
<p>なぜ指定管理者制度を導入するのか。赤字になるなかで今後どうしていくのか。</p>	<p>民間ノウハウの活用を図り、これまで以上に図書館サービスの専門性を高める。また、図書館司書の従事者割合を高め、利用者のサービス向上を図る目的で導入する。なお、今後は、3 名の常駐職員を引き上げていくことに伴い、効果額はプラスに転じる見込みである。</p>
<p>先日、嘱託員に対して労働条件が変わる旨の今後の説明があったと聞いているが、先に組合に対して提案すべきではないのか。</p>	<p>嘱託員に対しては、面談のなかで伺ったものと認識している。労働条件が変わるものについては、組合へ提案・協議を行ってから職場協議となるものと認識している。</p>
<p><b>リハビリテーション事業の委託について</b>  リハビリテーション事業の委託については 12 月議会で陳情があったと聞いている。当局としてはどう考えているのか。</p>	<p>12 月議会に示された陳情においては、引き続き現状の 6 所で行ってほしいとのことであった。当局としては、巡回バスにより利便性が確保され、設備面でも充実することからメリットがあり、今まで参加できなかった人も参加ができるなど、現状よりサービスが向上されると認識している。</p>

<p>このサービスを受ける市民は、障害者も多く、人と関わるのが大変に感じている人も多い。また、巡回バスの利用により時間がかかるケースも生じる。その中で、一所化にしたり、業者が頻繁に変更となるとリハビリに参加しにくい環境になるのではないかと。</p>	<p>サービス利用者には、事前に市職員が面談を実施し、リハビリ内容などについても十分に話を行うなど、理解して利用してもらうものである。</p>
<p><u>小学校給食調理業務の委託について</u></p> <p>ドライ化してから委託するのではなかったのか。考え方が変わったのか。</p>	<p>元々の考えである給食内容の充実を図る目的は全く変わっていない。ただし、平成 23 年度に限っては未整備校の給食内容の充実を図るための措置である。</p>
<p>3 品献立するには、今の人員では無理であり、ドライ化やコンベクションオープンを設置してできるものと言っていたではないか。</p>	<p>直営校については、一定の職員を集約して 3 品献立等給食の充実を図っていくものである。</p>
<p>整備校と未整備校では給食の内容に差が出るのは事実である。</p>	<p>直営校については人数を集約して体制の強化を図り、給食内容を充実させるために努力するものである。</p>
<p>給食費を上げる理由は。</p>	<p>長い間改定を実施しておらず、近年の食材費の高騰により給食に支障をきたしているためである。</p>
<p>耐震化と整備は両方進めていくのか。児童のことを考えるのであれば、耐震化を優先すべきである。</p>	<p>耐震化の必要性は十分認識しており、早期完了目指して実施している。同時に給食の充実も図る必要があり、可能な限り給食にかかる整備も行っていく考えである。</p>
<p><u>休憩室について</u></p> <p>休憩室の確保という使用者の責任はどうなっているのか。職員の人数は減らされ、給与は削減され、今できることをしないと職員の不満はたまる一方である。現場の声に耳を傾け、見える形で応えてほしい。</p>	<p>執務スペースを確保していく関係上、恒常的な休憩室の確保は困難な状況である。ただ、現行の会議室など工夫することにより対応できるかどうか検討していく。</p>

<p><u>地域手当の削減措置について</u></p> <p>財政担当課からの説明によれば、地方交付税分の残余については基金に積み立てる方向で検討しているとのことだが、我々は10年近く給与削減措置を受けており、せめていくらかでも職員に還元すべきである。</p>	<p>今年度に限っても市債の活用等の財源対策を講じた結果黒字が生じているものであることから、本来的に言えば赤字状態に変わりはない。</p> <p>今回の地方交付税の増額についても、財源対策として充当をするもので、来年度以降についても財政状況は厳しいことから、将来的な収支均衡に努めていきたいことにご理解いただきたい。</p>
<p>プラン期間が終了する、2年後に財政状況が回復しているとは想定しがたい。給与削減措置をされ、現給保障も下げられ、何を以てモチベーションを維持できるのか。少しぐらい職員に還元せよ。</p>	<p>市民サービスを切り込んでの行財政構造改革推進プランを実施している現状において、職員にも引き続き協力願いたい。</p>
<p><u>技能労務職給料表の導入について</u></p> <p>給料表の導入と採用はセットである。</p>	<p>現業評議会と妥結した場合においては、採用に向け引き続き協議していきたい。</p>

課題解決への方向性

引き続き協議していくこととした。